

台湾・シンガポール調査団及びインド調査団の宿泊先について

宿泊先については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 第 2 号宿泊費基準額（以下、「基準額」という。）の範囲で、企画提案仕様書に記載の要件を満たした宿泊先を手配・確保すること。

■国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）

別表第 2 第 2 号宿泊費基準額（抜粋）

区分			宿泊費基準額（一夜につき）	
地域	国名	地名	指定職職員等 （議員）	職務の級が 10 級以下の者 （随員職員）
その他の地域（台湾）			23,000 円	21,000 円
アジア	シンガポール	シンガポール	37,000 円	34,000 円
		その他の地	37,000 円	34,000 円
	インド	ニューデリー	20,000 円	18,000 円
		コルカタ	11,000 円	10,000 円
		チェンナイ	13,000 円	12,000 円
		ベンガルール	18,000 円	16,000 円
		ムンバイ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円